

省エネエアコンの購入費用を補助します！

当町における温室効果ガス排出量については、家庭でのエネルギー消費による排出が最も割合が高くなっています。

このことから町内での温室効果ガス排出量削減を目的に、省エネエアコン導入に係る費用を補助します。家庭でのエネルギー消費量を減らし、温室効果ガスの排出量を減少させることで、当町が推進しているゼロカーボンシティの実現と同時に、省エネ性能の高いエアコンを設置することで、家庭におけるエネルギー費用負担の軽減を図ります。また、同時に気候変動による熱中症のリスクの低減を図ります。

事業内容

(1) 対象家電

- 省エネエアコン（新品又は未使用品）
（目標年度における省エネ基準達成率が100%以上のエアコン）
- ①冷暖房共用でなくてもいいですが、推奨は冷暖房共用とします。
 - ②町内業者からの買換え、新規購入が対象となります。
 - ③窓エアコンやスポットクーラー等、移動や取り外しが容易なものとは対象外です。

(2) 補助対象経費

- 省エネエアコンの購入・設置・運搬に係る費用
※消費税及び地方消費税を含みます。

(3) 補助率

補助対象経費の1/2以内での補助となります。

(4) 補助金上限額

100千円 ※千円未満の端数は切捨てとなります。



【省エネ性能ラベル】



補助対象となる方

- (1) 補助金の申請時点で江差町内に住所を有し、実際に居住している方
- (2) 新たに省エネエアコンを購入又は省エネエアコンに買換え、対象住宅に設置する方
- (3) 申請者自らが居住している住宅（併用住宅の住宅部分を含む。）に設置する方
対象住宅が賃貸の場合には、当該所有者からエアコン設置について同意を得ている方
- (4) 町税など（町が徴収する公共料金を含む）を滞納していない方（家族・同居人を含む）
- (5) 暴力団などとの関係がない方（家族、同居人を含む）
- (6) 補助金交付申請受付期間に申請した方で、令和8年8月31日までに設置が完了する方
- (7) 国、地方公共団体等による他の補助金等の交付を受けていない方

スケジュール

- (1) 補助金交付申請受付期間 令和8年3月2日（月）～5月29日（金）まで
- (2) 省エネエアコン設置完了 令和8年8月31日（月）まで

申請方法

- (1) 申請書に機種や工事費などの内訳がわかる見積書と既存の機器の設置状況または新規設置予定箇所の写真を添付し、役場へ提出してください。
- (2) 役場から補助金交付決定通知が届いてから正式に取付を発注してください。
- (3) 実績報告書に支払いを証する領収書と設置前後の写真を添付し、役場へ提出してください。

その他留意事項

- (1) 申請書は、役場又は町ホームページで配布します。
- (2) 1世帯1台分を1回に限り補助します。
※同居による世帯分離をしている場合は、同一世帯とみなしますので、どちらか一方の世帯主が申請できます。
- (3) 既にエアコンが設置されていて、追加で省エネエアコンを購入する場合は対象外となります。
- (4) 本事業に係る補助金の申請・交付額が予算額に達したときは、その時点で申請受付を終了しますが、受付期間内において要望が多い場合は、事業の継続について、検討します。